



前受金保全信託制度終了のお知らせ

平素より、TACをご利用いただき、誠にありがとうございます。

TACでは、大手英会話スクールが経営破綻した際、前払いしていた受講料が受講者に返還されないという事態が発生したことなどを契機に、受講生の皆さまが安心して受講いただける学習環境整備の一環として受講期間が1年を超える受講生を対象に、※1前受金保全信託制度を設けてまいりました。

しかしながら、学習期間の短期化や受講料の分割払い利用者の増加により、前受金信託制度の役割が制度開始時に比べ大きく低下したこと、またTACの2018年12月末日時点における財務基盤を考慮すれば、当制度を終了しても受講生の皆さまに安心して受講いただける学習環境を継続して提供できると判断し、2019年6月30日をもって追加信託を取りやめ、同年8月31日をもちまして前受金保全信託制度を終了することといたしました。

TACでは、今後も受講生の皆さまが、安心して受講できる環境を整えてまいる所存ですので、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

※1前受金保全信託制度とは、受講期間が1年を超える方を対象に、未経過受講期間が1年を超える期間分の受講料を当社の保有財産から切り離して、当社指定の金融機関に信託し、受講料を分別管理する制度です。

以 上